



はーと なび



一般社団法人 全国腎臓病協議会 通院介護委員会

〒170-0021 東京都文京区本駒込 2-29-24 パシフィックスクエア千石 802

2020 年 4 月 23 日 発行

TEL: 03 (5395) 2631 FAX: 03 (5395) 2831 E-mail: sougei@zjk.or.jp

介護支援ボランティアポイントは運送の対価ではない 「許可又は登録を要しない運送」の内容一部改定

任意の謝礼やガソリン代実費のみの收受で運営するボランティア送迎の法的根拠となっている「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」が、3月30日付で一部改定されました。

改定点は、①送迎活動に使用する車両の任意保険について、この保険料を市区町村の補助金交付対象とすることができる、②許可又は登録を要しない運送において收受可能な金銭・物品について、介護保険制度に基づく介護支援ボランティアポイントは運送の対価にはあたらない、の2点です。

まず①について、市区町村が許可又は登録を要しない運送を行うNPO法人等に補助金を交付できること、またその対象についてが明確化されました。補助金は、自動車の購入費、自動車保険料を含む維持管理費の全部または一部に対し交付され、ドライバーの人件費や謝金が含まれる場合、補助金を受け取る側の移送団体は福祉有償運送の登録が必要

となります。

②の介護支援ボランティアポイントとは、ボランティア活動を行った高齢者等に市区町村からポイントが給付される制度です。ポイントはおおむね1ポイント100円の地域内通貨として使用できます（換金率は地域によって異なります）。通常、換金性のある物品をドライバーへの謝礼とすることは運送の対価に該当しますが、介護支援ボランティアポイントは送迎活動（運転）がドライバー自身の介護予防に資する取り組みであることから、ポイントは運送の対価にあたらないと解釈できるということです。

改定後の「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」は以下URLよりダウンロードできます。

見直し後の通達

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001338101.pdf>

タクシー「一括定額運賃」「相乗り」今年夏に導入か 全腎協パブリックコメントを国土交通省へ提出予定

タクシーの定額制サービスや相乗りなど新しいタクシーの運賃および料金制度の導入をめざし、国土交通省は今年夏をめどに法律の公布・施行にむけ調整を行っているも

ようです。現在、国土交通省では「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」の一部改正案、「タクシーの相乗りの導入について（案）」についてパ

ブリックコメントの募集を行っています。全腎協では、通院にタクシーを利用する透析患者の立場から使いやすく公正な制度構築を求める内容の意見を提出するべく、通院介護委員会で文章を作成しています。

パブリックコメント募集要項によれば、導入が検討されている新しい運賃・料金のあり方は、定額で複数回のタクシー利用権を一括して設定する「一括定額運賃」、需要に応じて迎車料金を割り増し可能とする「変動迎車料金」、不特定多数が一台のタクシーに乗車

して運賃を案分する「乗合旅客」です。くわしい内容は、ホームページに掲載されています。

「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」の一部改正案及び「タクシーの相乗りの導入について（案）」について

<https://search.egov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155200908&Mode=0>

《トピックス》

標準仕様 UD タクシー認定要件改定 スロープ耐荷重 300 kgを標準化

ユニバーサルデザインタクシー（UD タクシー）の認定要件が一部改定になりました。

UD タクシーとは、乗降用手すりやスライドドアの開閉に連動するステップ、車いす利用者がそのまま乗車するためのスロープ等の装備など、国土交通省が定める要件を満たしたタクシー車両のことです。福祉車両のようですが、UD タクシーは一般のタクシーなので通常運賃で走行し、年齢や障害の有無にかかわらず誰でも利用することができます。

国土交通省は平成 24 年から UD タクシーの認定を行うとともに普及に努め、台数を増やしてきましたが、そのスロープの耐荷重によって、一部の大型電動車いすの利用者が乗車できないケースが発生していました。そこで、旧来スロープ耐荷重 200 kg以上を標準としていたものを 300 kg以上とする旨の改定を行うことになりました。新認定基準によって認定された UD タクシーには以下のマークが車体表示されることとなります。



「自家用有償旅客運送事例集」に全腎協関係団体が掲載されました

国土交通省発行「自家用有償旅客運送事例集」に、全腎協が通院介護支援事業として支援している NPO 法人「通院送迎サービス ふれあい」と NPO 法人「ほほえみ佐世保」が掲載されました。

「自家用有償旅客運送事例集」は国土交通省が実施する自家用有償旅客運送に関する調査事業の一つで、市町村運営有償運送、公共交通空白地有償運送、福祉有償運送の 80 事例が掲載されています。

事例集は国土交通省の「自家用有償旅客運送について」WEB ページからダウンロードすることができます（以下 URL）。

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000012.html

※最下部にある「自家用有償旅客運送事例集」をクリックしてください

国土交通省 自動運転車の安全基準やステッカーデザインを公表

人間が運転操作を行わなくとも自動で走行できる自動車の自動運行装置について、

国土交通省が安全基準等を策定したことを公表しました。そのなかで、国はメーカーに対し、自動運転車であることが周囲のドライバーにわかるよう、自動運転車であることを示すステッカーを車体後部に貼り付けることを要請しています。

すでに自動運転は高速道路など一定条件下での走行が認められていることから、自動運転車であることを明示するステッカー貼りは今後普及するものと考えられます。



自動運転車のステッカー

感染対策に関する通知等は現時点ではまだ出ていません。送迎事業所では福祉施設等に準拠した対策をとることが望ましいと考えられています。詳細は厚生労働省の事務連絡をご覧ください。

○厚生労働省発各都道府県民生主管部局あて事務連絡「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000596202.pdf>

《事務局より》

■活動状況報告書の提出についてのお願い

いつも通院介護支援事業「活動状況報告書」をご送付いただきありがとうございます。例年5月をめどに前年度中の報告書提出期限とさせていただいておりますが、新型コロナウイルスへの対応等による事業所の業務増大を拝察し、今回に限り期限を設けないことといたしました。ただし、お手元に記入済み未提出の報告書がございます場合（2018年度分含む）は、速やかにご提出ください。

■新型コロナウイルスの影響について

新型コロナウイルスに関連して送迎活動を自粛、一時休止等をする団体は全腎協事務局までご一報ください。

全腎協の関係団体では、北九州市で活動するNPO法人「通院介護センター さわやか」が4月14日から活動を一時中止しています。

国土交通省からの自家用有償旅客運送の